

番号	質問箇所	質問事項
1	設計図 A-03・05・06 特記仕様書 2-2-7～2-2-9	設計図 A-03・05・06 図に、会議室棟（別途工事）とあります。 現地を確認しましたが、会議室棟は、建っています。 今回工事では、特記仕様書 2-2-7～2-2-9 に、電気設備の引込及び給排水管の撤去が含まれているため、会議室棟の使用が不可となります。 解体完了後、会議室棟は使用しない建物と考えてよろしいですか。
2	基礎下・土間下碎石について アスファルト舗装路盤材について	建物及び工作物解体において、基礎下・土間下の碎石は撤去無しと考えてよろしいですか。「別紙 2 見積項目内訳書」にもありません。 また、アスファルト舗装の路盤材（M-40）についても残置と考えてよろしいですか。同じく内訳書にありません。 撤去の場合は処分場所・数量・単価費用を指示願います。
3	特記仕様書 2-2-9（C）	特記仕様書 2-2-9（C）に、「解体後の敷地は、敷地周囲の地盤高さを考慮し監督員と協議の上埋め戻し及び地均しを行う。」とあります。 協議との事ですので、埋め戻し及び地均し工事は、見積もり段階では、別途工事と考えてよろしいですか。 見積りに含む場合は、材質・工法・数量を指示願います。
4	特記仕様書 1-9-1・1-14-1・1-14-5・ 1-20-2・1-21	特記仕様書 1-9-1・1-14-1・1-14-5 の項目については、高速道路及び一般道上で作業する場合の項目と思われれます。 今回は一敷地内の解体工事ですので、該当なしと考えてよろしいですか。

【回答】

1. そのとおりです。
2. 基礎下・土間下の碎石およびアスファルト路盤材（M-40）は残置です。
3. 本工事敷地内の発生土で埋め戻し及び地均しを行うものとし、見積金額は「コンクリート土間解体」に含めて計上してください。なお、地盤高調整のための客土は監督員と協議します。
4. 特記仕様書 1-9-1 については独立木の伐採等で周囲の一般道規制が伴う場合を想定しています。1-14、1-20、1-21 はそれぞれ一般的な事項を記載しているため、一部今回工事に該当しない項目もありますが、1-14-5、1-20-2 については施工車両が一般道を走行する際も順守してください。